法人しまばり

No.30

広報 2026



公益社団法人 今治法人会

目　　次

今治法人会のご案内 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
令和８年度後期事業のご案内
　研修会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２ ～ ３
　社会貢献活動〈税を考える週間行事〉・・・・・・・・・ ４
租税教室　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５
インターネットセミナー ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６
コラム ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ７
今治歴史散歩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８ ～ ９
税務署からのお知らせ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 ～ 13
愛媛県からのお知らせ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14 ～ 15
今治市からのお知らせ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16 ～ 17

■表紙の写真

撮 影 地　　秋の今治城

法人 いまばり　広報第30号（秋号）
令和8年10月　発行

発行者　公益社団法人 今治法人会 広報委員会
今治市旭町２丁目 3-20　今治商工会館 3F
TEL0898-31-8191　FAX0898-31-1593

印　刷　第一印刷株式会社

〈法人会の理念〉

法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し
地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する
経営者の団体である

今治法人会は、納税意識の高揚と企業経営・社会の健全な発展に貢献することを目的に、昭和33年に任意団体として設立以来、昭和51年に社団法人、平成25年に公益社団法人となった納税協力団体です。

私たちの活動は、今治税務署管内の法人会員、並びに会の目的と事業を賛助するために入会された法人の事業所・個人会員の方に支えられています。

又、全国には440の単位法人会があり、70万社の法人企業が加入しています。それぞれの法人会が地域に欠かせない団体として様々な活動を行っております。

今治法人会では、会員の皆様の会費及び公益財団法人全国法人会総連合からの助成金等、会員の皆様のご支援金により運営を行っており、下記の公益認定事業等を実施しています。

令和８年３月末の会員数は1,585社です。１社でも多く会員になっていただくことが最終、法人会の事業目的を達成することに繋がるとして、地域の未加入法人に対する会員勧奨を推進しております。

今治法人会の事業

１、公益目的事業

どなたでも参加できますが、参加費用が必要な場合があります。

今治法人会は公益法人認定法に掲げる23の事業の中から、下記の事業を行うことを申請し公益認定を受け実施しています。

① 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
② 地域社会の健全な発展を目的とする事業

具体的には認定された次の事業を実施します。

（１）税知識の普及を目的とする事業
（２）納税意識の高揚を目的とする事業
（３）税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業
（４）地域企業の健全な発展に資する事業
（５）地域社会への貢献を目的とする事業

２、共益事業

公益目的事業以外の会員限定の事業も実施しています。

事業によっては参加費が必要な場合があります。会員になると様々な特典があります。

（１）会員の交流に資するための事業
（２）会員の福利厚生等に資する事業

[法人会の会員]

正 会 員	今治税務署管内〈越智郡上島町及び今治市〉に所在する法人で、本会の目的及び事業に賛同して入会した者
賛助会員	本会の事業を賛助するために入会した法人の事業所または個人の方

税について理解を深め　仕事に生かしましょう！

令和８年度後期の予定です

（順次ホームページでお知らせします https://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/imabari/）

〈決算期別研修会〉

決算期の留意事項や税法および通達などの改正についての研修会です。
経営や税務に関する最新の情報をお伝えし、有益な資料をお渡ししています。
講師は今治税務署法人課税部門担当官の方です。

本年度の開催日予定

令和８．６.10(水)
8.19(水)
11．４（水）
令和９．１.27(水)

無料



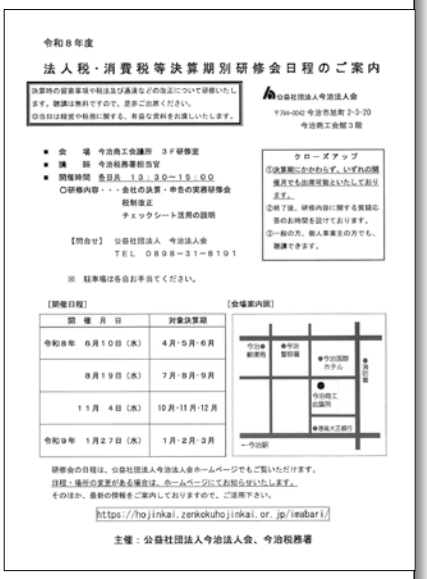

令和８年度

法人税・消費税等決算期別研修会日程のご案内

決算時の留意事項や税法及び通達などの改正について研修いたします。聴講は無料ですので、是非ご出席ください。
◎当日は経営や税務に関する、有益な資料をお渡しいたします。

公益社団法人今治法人会
〒794-0042 今治市旭町 2-3-20
今治商工会館３階

■ 会　場　今治商工会議所　３Ｆ研修室
■ 講　師　今治税務署担当官
■ 開催時間　各日共　１３：３０～１５：００
○研修内容・・・会社の決算・申告の実務研修会
税制改正
チェックシート活用の説明

クローズアップ
①決算期にかかわらず、いずれの開催月でも出席可能といたしております。
②終了後、研修内容に関する質疑応答のお時間を設けております。
③一般の方、個人事業主の方でも、聴講できます。

【問合せ】　公益社団法人　今治法人会
ＴＥＬ　０８９８－３１－８１９１

※　駐車場は各自お手当てください。

【開催日程】

開　催　月　日	対象決算期
令和８年　６月１０日（水）	４月・５月・６月
８月１９日（水）	７月・８月・９月
１１月　４日（水）	１０月・１１月・１２月
令和９年　１月２７日（水）	１月・２月・３月

【会場案内図】

研修会の日程は、公益社団法人今治法人会ホームページでもご覧いただけます。
日程・場所の変更がある場合は、ホームページにてお知らせいたします。
そのほか、最新の情報をご案内しておりますので、ご活用下さい。
https://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/imabari/

主催：公益社団法人今治法人会、今治税務署

〈経理担当者養成講座〉

経理（実務）担当者の日常業務及び決算業務の処理に関して必要不可欠な知識をわかりやすく解説していただきます。日常業務について、あらためて正確な知識を学びたい総務･経理･管理部門の皆様にも受講いただきたい内容です。

日時　　11月11日（水）　13：30 ～ 16：30
場所　　今治商工会館３階研修室（今治市旭町2-3-20）
講師　　税理士　田坂　有祐　氏
定員　　30名（先着順）

無料



〈年末調整説明会〉

年末調整事務等の疑問・質問…まとめて解決のお手伝いをします。

日時　　11月６日（金）10：00 ～ 11：30
　　13：30 ～ 15：00
場所　　今治商工会館３階研修室（今治市旭町2-3-20）
講師　　今治税務署担当官
定員　　各回50名（先着順）

無料

源泉徴収票等の帳票類は会場に用意しておりません。



※手引き書「年末調整のしかた」（大蔵財務協会　税込2,400円）を会場で販売します。

＊やむを得ない事情により、日時・会場が変更になる場合があります。
＊お問い合わせ　　**公益社団法人 今治法人会**（TEL 0898－31－8191）

〈新設法人研修会〉

会社等を設立されて間もない経営者の皆様を対象に事業の開始に際しての法人税務上の留意点等について説明します。

日時　　１月27日（水）　15：00 ～ 17：00

場所　　今治商工会館３階研修室（今治市旭町2-3-20）

講師　　今治税務署法人課税部門担当官

無料



〈青年部会・女性部会主催 税務研修会〉　１月予定

今治税務署管内事業所の青年経営者・女性経営者および従業員を対象に、様々な税をテーマに取り上げ、税に関する理解と知識を深めるとともに、正しい税知識を身につけるための研修会です

写真は令和７年度

青年部会：今治税務署　青野税務署長
『事業者のデジタル化～経理業務について～』

女性部会：㈱コトナレ代表取締役　田中エリナ氏
『女性が働くということ』





今治法人会では企業経営に役立つ資料・冊子を無料で配布しています。ぜひご活用下さい。

８月配布済

「わかりやすい！会社の決算・申告の実務」
決算調整と申告実務の手引き

※今治法人会事務局に若干在庫あります

これからの配布予定

10月

「源泉所得税　実務のポイント」
源泉徴収の仕組みや実務上よくある項目の解説

「会社取引をめぐる税務Ｑ＆Ａ」
会社にかかる税金や収益、資産、会社経費をめぐる税務の解説

１月

「会社役員のための確定申告実務ポイント」





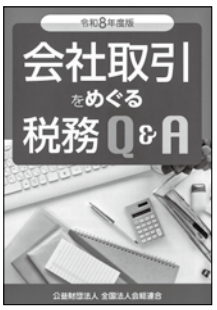

お知らせ

（今治市・越智郡租税教育推進協議会主催）

今治税務署管内　児童・生徒の「税に関する作品展」を開催します

日時　11月９日（月）～15日（日）
場所　そよら今治馬越　３階

「税を考える週間」講演会のご案内

第１部　基調講演

テーマ　**「税のはなし」**

講師　今治税務署長　**宮岡　勝人** 氏

第２部　記念講演

テーマ

メディアが報じない日本を取り巻く安全保障環境の真実

講師　ジャーナリスト　**井上　和彦** 氏



井上（いのうえ）　和彦（かずひこ）氏　プロフィール

法政大学卒。防衛・航空宇宙専門商社入社し世界各国を飛び回り、培った知見と専門知識を活かして軍事ジャーナリストへ。軍事・安全保障・外交・近現代史を専門として書籍・新聞・雑誌の執筆の他、各種テレビ・ニュース番組のコメンテーターを務める。“軍事漫談家”の異名を持つ。産経新聞「正論」欄執筆メンバー。その他（公財）国家基本問題研究所企画委員、（公財）モラロジー道徳教育財団特任教授、（公社）全日本銃剣道連盟有識者会議委員などを務める。これまで東北大学大学院非常勤講師を歴任。

日　時　令和８年**11月９日（月）**

15:00～17:00（開場14:30）

会　場　**今治国際ホテル** 2階・クリスタルホール

（今治市旭町2-3-4）

申込方法　下記にご記入の上、切らずにこのままFAXにてお送りください。

【申込締切日：11月2日（月）】

応募者多数の場合は先着順120名にて締め切らせていただきます。

入場料 無料

主催　公益社団法人今治法人会　0898（31）8191

今治間税会　0898（23）3939<今治商工会議所>

協賛／今治税務署　後援／今治市・今治市教育委員会・今治商工会議所・四国税理士会今治支部
今治地方青色申告連絡協議会・今治CATV㈱

「税を考える週間」講演会申込書　FAX 0898-31-1593

今治法人会・今治間税会　行　　令和８年　　月　　日

事業所名	（住所：　　）（TEL：　　）	
参加者名		

※ご記入いただきました個人情報は、本会の事業手続きにのみ使用させて頂きます。

租 税 教 室 1 学 期

『今治市・越智郡租税教育推進協議会』は今治税務署、今治市・上島町の教育委員会、県市町の税務関係機関、納税関連団体（四国税理士会今治支部・今治法人会・今治間税会）などで構成された、「租税教育の推進と充実」を目的に租税教室への講師派遣や副教材の作成などの活動をしている団体です。今治法人会は協力団体として、今治市や上島町の学校で租税教室の授業を行っています。




















今治法人会よりインターネットセミナーのご案内

今治法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

https://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/imabari/

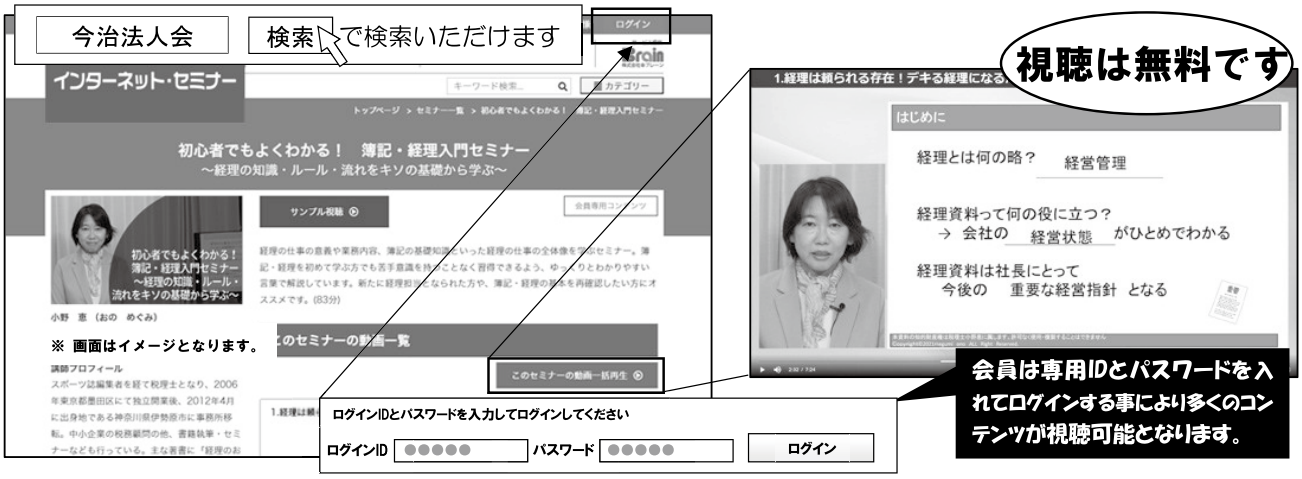

会員の方は７００タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

お勧め 経済の「なぜ？」がスッキリ解ける！



株式会社ABC経済研究所　代表エコノミスト
熊野 英生

お勧め マナーをマネーに変える！品格経営



品格経営戦略コンサルタント
西出 ひろ子

お勧め Microsoft Officeの基礎的な使い方



株式会社プレーン 専任講師
岩見 誠

	セミナー名	講師	分数		セミナー名	講師	分数
一般経営	NEW 中小企業の災害対策	加藤 尚純	40分	研修・人材育成	定着率を高めて業績を躍進させる５大ポイント	北 宏志	31分
	NEW ツール導入で終わらせないDX	近藤 純光	40分		人生を変える“集中力”	森 健次朗	39分
	NEW 60代からの負けない起業と経営	長田 忠千代	30分		“アイデア”で変わるチームの会話術	大澤 孝	29分
	NEW 事例でわかる人材定着中小企業の賃上げ	櫻井 三樹子	33分	パソコン IT	Google Workspaceの基礎的な使い方 公開期限：2026年10月末まで	岩見 誠	70分
法律	労働問題で足をすくわれない経営を目指して	米澤 章吾	61分	税務・経理・財務	令和8年度 税制改正とインボイス制度注意点 公開期間：2026年8月上旬から10月末まで	塩野 貴之	85分
政治経済	「昭和100年」に見る日本経済復活への教訓	岡田 晃	59分		経理担当者向け 経理の基礎～財務諸表編～ 公開期限：2026年9月末まで	今関 博喜	75分
	世界の未来が見えてくる	奥山 真司	45分	労務	NEW カスハラ対策の進め方と組織体制のつくり方 公開期間：2026年11月末まで	津田 典子	85分
ライフスタイル 健康	防犯対策セミナー マジックにダマされてもサギにはダマされない	ミスターＴＫ	9分		ハラスメント予防セミナー	小澤 将司	38分
	日本が誇る“きもの”文化（後編）	三宅 てる乃	26分		中小企業の障害者雇用 はじめの一歩	木下 文彦	40分

掲載講師やタイトルは変更になる場合がございます。
掲載されているタイトルは、ご覧いただけるものの一部です。

お問い合わせは今治法人会事務局まで　**TEL:0898-31-8191**

Column コラム

給与所得の源泉徴収票のみなし提出の特例

～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～

税理士 **野 川 悟 志**

リ　サ　令和９年から給与所得の源泉徴収票の提出方法が変わると聞きました。どのように提出するのでしょうか。

サキ先生　給与所得の源泉徴収票のみなし提出の特例という制度で、令和５年度税制改正で措置されたものです。具体的には、令和８年分以後の給与所得の源泉徴収票で令和９年１月１日以後に提出すべきものから、一定の事項が記載された給与支払報告書を市区町村に提出した場合には、税務署へ源泉徴収票を提出したものとみなすこととされました。

リ　サ　対象となるのは給与所得の源泉徴収票だけでしょうか。

サキ先生　公的年金等の源泉徴収票も対象となります。

リ　サ　みなし提出の特例は、どのような理由から措置されたのでしょうか。

サキ先生　この制度は、給与支払者および公的年金等支払者の提出事務の削減のほか、国税当局における源泉徴収票の入力事務の削減および国税当局から地方税当局への照会事務の削減などといった、税務行政コスト削減の観点から措置されたものです。

リ　サ　「一定の事項」はどのような内容でしょうか。

サキ先生　「一定の事項」とは、税務署に提出する源泉徴収票に記載すべき事項のことをいいます。具体的には、給与等の支払いを受ける者の氏名、住所のほか、その年中に支払いの確定した給与等を記載することになります。源泉徴収票に記載すべき事項は、給与支払報告書に記載すべき事項の中に全て含まれていますので、これまでどおり給与支払報告書を作成すれば、源泉徴収票に記載すべき「一定の事項」が記載された給与支払報告書となります。

リ　サ　令和８年の途中で退職した従業員がいた場合、この従業員の給与所得の源泉徴収票は、みなし提出の特例の対象に含まれますか？

サキ先生　年の途中で退職した従業員の給与所得の源泉徴収票については、退職の日以後１月以内に税務署に提出することとされていますが、運用上の取り扱いとして翌年１月末までに他の給与所得の源泉徴収票とまとめて提出することができます。このため、令和８年の途中で退職した従業員の給与所得の源泉徴収票について、令和９年１月１日以後に提出する場合には、このみなし提出の特例として取り扱って差し支えないこととされています。

リ　サ　従来、給与所得の源泉徴収票とともに、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表を税務署に提出していましたが、みなし提出の特例の場合どのような対応が必要でしょうか。

サキ先生　法定調書合計表は、①給与所得の源泉徴収票のほか、②退職所得の源泉徴収票、③報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書、④不動産の使用料等の支払調書、⑤不動産等の譲受けの対価の支払調書、⑥不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書の合計６種類の法定調書の兼用様式とされています。このため、給与所得の源泉徴収票を除く５種類の法定調書のいずれかを提出する場合には、引き続きこの法定調書合計表を提出する必要がありますので注意してください。



【筆者紹介】野川悟志（のがわ・さとし）福岡県出身。国税庁課税総括課、国税局法人課税課などを経て、東京都品川区で税理士登録。近著『知っておきたい中小企業の税務・法務・労務・許認可』（共著、大蔵財務協会）、『税務図解の技法』（大蔵財務協会）など。

今治歴史散歩

大　成　経　凡

今治の埋もれた、魅力ある歴史文化を紹介するコーナーです。第40回は、かつて日吉地区浅川沿いにあった茶堂の由来を紹介し、江戸後期の遍路文化などを歴史散歩したいと思います。

第40回　日吉茶堂と弘法大師像

●日吉茶堂と城山（しろやま）のいわれ



茶堂橋付近の現況（今治市北日吉町～山方町・宮下町）

今治北高校から浅川を少しさかのぼった県道38号沿いに、せとうちバスの停留所「茶堂」があります。しかし、周囲には他所の遍路道で見かけるような休憩所のお堂は見当たりません。高井城・城山ハイツ入口と県道を結ぶ、浅川に架かる橋にも「茶堂橋」の名があり、そこから南東へ常盤町に向かって延びる街路が城山通りとなります。この城山の地名は、当所丘陵に日吉御城山（おしろやま）城（左右都（そうず）城とも）という戦国時代の城山があったことに由来するようです。

「茶堂」は、四国八十八ヶ所霊場の延命寺と南光坊をむすぶ遍路道沿いに位置しています。昭和７（1932）年発行の今治市街地図にも、茶堂橋右岸に茶堂が表記され、昭和戦前の絵葉書には「日吉茶屋」が今治の名勝として登場するのです。現在、茶堂橋袂（たもと）には江戸後期の弘化４（1847）年に造立された道標があり、札所への距離を示す「延命寺江二十八丁」「別宮江八丁」などの銘が刻まれています（１丁は約109㍍）。

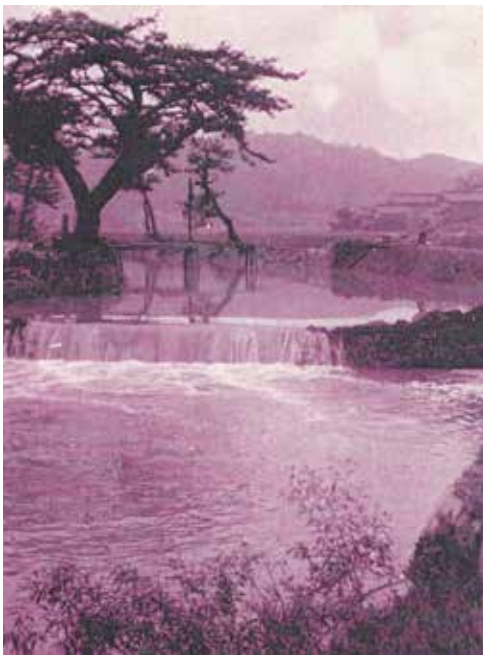

日吉茶堂の絵葉書（廣田整文堂発行）
※川下より木橋の茶堂橋を眺めた光景

昭和55（1980）年発行の『今治地方の伝説』（大沢文夫著）に、この茶堂の由来が紹介されています。要約すると「日吉村に住む長者が金銀財宝を隠そうと、闇夜に紛れて日吉山の麓に埋設した。この際、伴った下男の裏切りを恐れて帰路で斬り殺してしまう。その後、長者は下男の亡霊に毎晩うなされて病の床へ伏し、家族も病にかかって死ぬものまで現れた。これを解決するため、長者は下男を斬殺した場所の近くにお堂を建てて仏像を納め、仏門に入って下男の霊を供養し続けた。すると一家を襲う不可解な現象はなくなり、お堂そばに遍路の道標があったことで、そこでお茶の接待をして功徳（くどく）を積んだ」というものです。

●茶堂にあった弘法大師像と茶釜

この茶堂は明治初期頃まであったようで、神仏分離の影響で廃れたと考えられます。安置されていた木造の弘法大師座像とお茶を沸かした青銅製の釜（内径30㎝弱）が、同著発行の頃は市内寺町７丁目（大正町）の青果商・土岐利一郎氏宅で保管されていました。茶釜に刻まれた銘は「文□十一年甲戌六月」と「伊豫今治日吉村／今治城下町／世話人／石孝」と判読でき、□の元号を十干十二支から【化】と推定すれば、江戸後期の1814年の制作となります。

では、文化11年頃の今治地方はどんな様子だったのでしょう。遍路文化に照らすと、大島の「島四国霊場」（文化４年）と今治平野の「府中二十一ヶ所霊場」（文化７年）の開創時期の数年後にあたり、当地方で写し霊場ブームが巻き起こった時期と重なります。すると、前述の弘法大師像（本体は幅約38㎝・高さ約38㎝）と茶堂本体も同じ文化年間造立の可能性が考えられ、伝説とは大きく違ってきます。

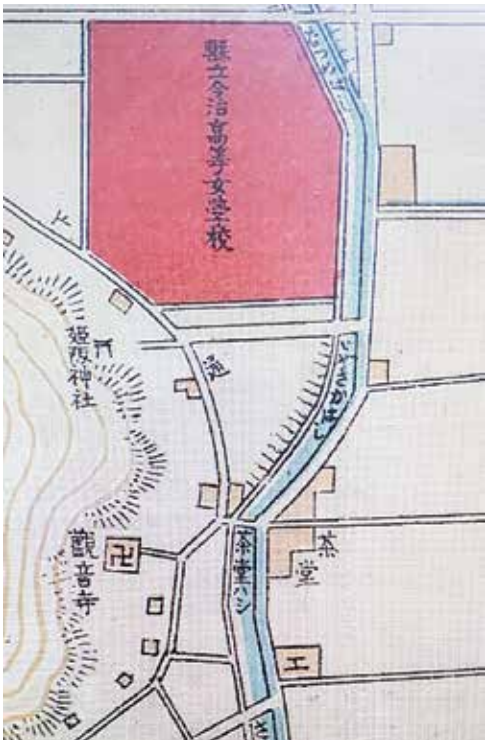

昭和７年の今治市街地図（文林堂発行）

●今治空襲で被災した南光坊へ

この弘法大師像と茶釜は、土岐家で保管されてきましたが、実家解体にともなって子孫が今治を離れることとなり、令和７（2025）年６月に最寄りの札所・南光坊へ寄進されました。現在は、同寺本堂にてお遍路さんたちを見守っているのです。

その南光坊には、今治空襲で亡くなった犠牲者を弔う「今治市戦災の碑」（2008年建立）があります。今治市では、中心市街地の約８割が焼失する今治空襲が昭和20（1945）年に３度ありました。少し事例をあげると、４月26日の爆弾投下では、城山通りに近い今治明徳高等女学校（現、FC今治高校明徳校）で教職員・生徒９名が、駅前広小路の今治郵便局電話交換室（現、NTT西日本今治支店ビル）で若い女性交換手10名が犠牲となりました。５月８日は御城山（姫坂山）が爆弾投下の標的となり、避難していた今治高等女学校（現、今治北高校）の生徒11名が亡くなっています。

南光坊は８月６日未明の焼夷弾投下で本堂などを失いますが、大師堂（大正５年建立）・金毘羅堂は焼失を逃れました。常盤小学校中庭のスズカケノキや寺町の常高寺・西蓮寺・法華寺の本堂なども戦災をくぐり抜けて今日にいたります。今治空襲では575名以上が亡くなったとされる中、これを語る証言者が少なくなりました。何気ない地名の背景にも埋もれた歴史があるように、地域史をしっかり未来へ継承し、平和を希求していきたいものです。


茶堂にあった弘法大師像と茶釜（今治市別宮町／南光坊本堂）

事業者の皆さまへ



令和9年1月から 源泉徴収票の提出方法が変わります

改正の内容

令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の給与所得の源泉徴収票については、事業者の提出事務の負担軽減を目的として、給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、税務署へ給与所得の源泉徴収票を提出したとみなされ、それに伴い、提出範囲が給与支払報告書と同じになります（源泉徴収票のみなし提出の特例）。

つまり…給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、

源泉徴収票を税務署に提出する必要がなくなります！

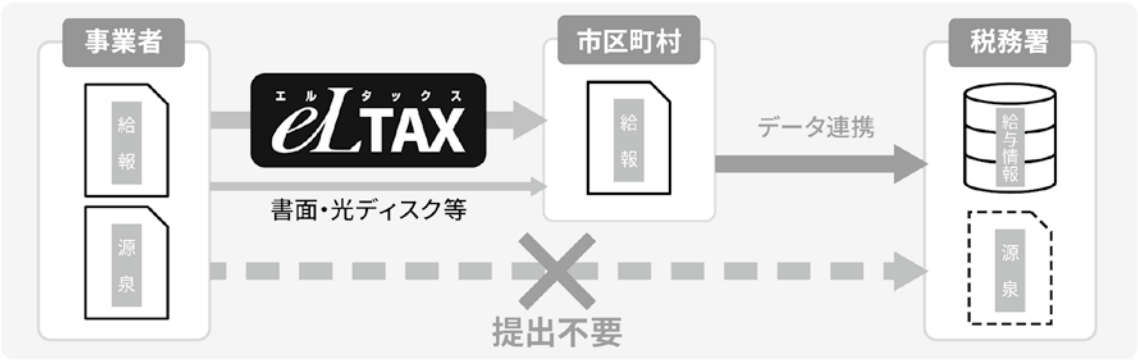

給与支払報告書の提出はeLTAXで、業務負担を大幅軽減！

eLTAXを使えば、各市区町村へ自動振り分け提出！

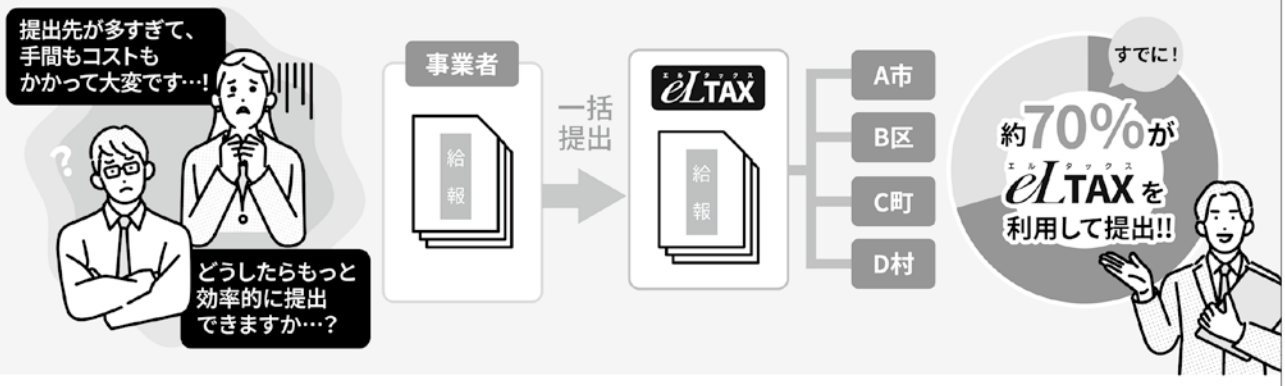

国税庁　総務省　地方税共同機構 LOCAL TAX AGENCY

裏面もお読みください

まだまだあります！eLTAXで提出するメリット！

☑個人住民税特別徴収税額通知(納税義務者用)を電子データで受けとれます！

従業員への配付・郵送コストを削減することができ、業務のペーパーレス化につながります。

☑従業員の確定申告がさらに便利に！

令和9年1月以降、eLTAXで提出された給与支払報告書の情報がマイナポータル連携の対象となります！
ふるさと納税や医療費控除等で確定申告が必要な従業員の場合
マイナポータル連携により給与所得の情報が自動で入力されるため
入力ミスの心配もなく、簡単・便利に確定申告書が作成できます。



令和8年9月24日以降eLTAXが便利になります

サービス提供時間の拡大	24時間365日電子申告・電子納付等ができます！ ※メンテナンス時間を除く
GビズＩＤログイン機能の実装	eLTAX利用者IDとGビズIDを紐づければ、 以後はGビズIDでログインできます！

Q&A

Q. この改正は、何年分の「給与支払報告書」、「給与所得の源泉徴収票」から適用されますか？

A. 令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の「給与支払報告書」、「給与所得の源泉徴収票」から適用されます。
※令和8年の途中で退職した従業員に係る源泉徴収票についても、令和9年1月1日以後に、そのほかの源泉徴収票とまとめて提出する場合には、この改正が適用されます。

Q. 給与支払報告書を市区町村に提出した場合、税務署に「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を提出する必要はありますか？

A. 令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の「給与支払報告書」を市区町村へ提出した場合は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を税務署に提出する必要はありません。
※ただし、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」は6つの調書に対応する兼用様式のため、給与所得の源泉徴収票以外の調書を税務署に提出する場合は、提出する調書について記載した合計表を併せて提出する必要があります。

Q. 今回の改正を機に「給与支払報告書」のみを提出した場合、従業員はマイナポータル連携された給与情報を利用できますか？

A. eLTAXで提出された令和8年分以後の「給与支払報告書」は、マイナポータル連携の対象になりますので、利用できます。
書面や光ディスク等で提出した「給与支払報告書」は、マイナポータル連携の対象にはなりませんので、ご注意ください。
（「給与所得の源泉徴収票」を別途、e-Taxで提出する必要はありません。）
※給与情報を正しく連携するため、マイナンバー、氏名（カナ含む）、住所、生年月日等については、記載誤りや不備がないようご注意ください。

参考リンク

- 制度改正の内容について（国税庁ホームページ）
- eLTAXの利用方法について（地方税共同機構ホームページ）
- 給与情報のマイナポータル連携（国税庁ホームページ）

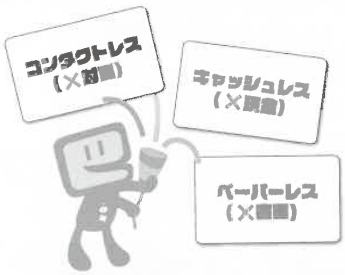

国税の キャッシュレス 選べる 納付方法

ダイレクト納付

事前に届出をした預貯金口座から、e-Taxを利用して、即時又は指定した期日に口座引落しにより納付する方法



こんな方に特にオススメ

- ☑ **源泉所得税を毎月納付するなど、納付の機会が多い方**
- ☑ **申告と同時に納付手続も済ませたい方**
  - e-Taxの申告等データを送信する画面で ☑ 自動ダイレクトを利用する にチェックを入れて送信すると、申告等データの送信と併せてダイレクト納付の手続をすることができます。

振替納税(個人の方のみ)

対象税目：申告所得税・消費税

事前に届出をした預貯金口座から、国税庁が指定する振替日に自動で口座引落しにより納付する方法



こんな方に特にオススメ

- ☑ **毎年確定申告をしている個人の方**

POINT! スマホ等から届出が可能です。
一度届出を行えば翌年分以降も振替日に自動で口座から引落しとなります。

インターネットバンキング等による電子納税

インターネットバンキングやATMからペイジーを利用して納付する方法

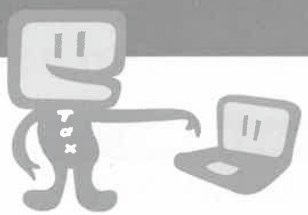

こんな方に特にオススメ

- ☑ **すでにインターネットバンキングを利用されている方**

クレジットカード納付

専用サイト「国税クレジットカードお支払サイト」を経由し、クレジットカードを使用して納付する方法

スマホアプリ納付

e-Taxで申告等データを送信した後などに、専用サイト「国税スマートフォン決済専用サイト」を経由し、「○○Pay」といったスマホ決済アプリを使用して納付する方法



詳細は国税庁HP
国税の納付手続

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

令和8年9月

税務署にお越しの方へ

総合窓口の受付時間のお知らせ

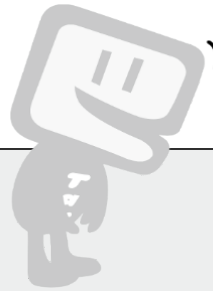

令和８年10月１日から

月曜日から金曜日（開庁日）

【原則】９：００～１５：００

（上記時間内の来署に御協力をお願いします）

国税庁では、納税者利便の向上等の観点からe-Taxやキャッシュレス納付等によるオンライン手続を提供するなど、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し（税務行政のＤＸ）を進めているところです。

こうした各種オンライン手続の拡充に鑑み、令和８年10月１日以降、全ての税務署で総合窓口における受付時間を原則として午前９時から午後３時とすることとしましたので、御理解・御協力をお願いいたします。

※　総合窓口の受付時間外であっても、開庁時間内（午前８時30分から午後５時）に来署された場合には、対応しておりますが、可能な限り受付時間内の来署をお願いします。

※　税務署に電話で連絡される場合も、お急ぎの場合を除いて受付時間内のご連絡をお願いいたします。

※　総合窓口では申告・申請書等の受理、用紙の交付、納税、納税証明書の交付などを行っております。

国税庁
法人番号 7000012050002

令和８年６月

外形標準課税の適用対象法人の見直しについて

法人事業税の外形標準課税について、令和６年度の税制改正により、減資及び100%子法人等への対応として、以下のとおり適用対象法人が見直されました。

＜（１）減資への対応＞

現行基準（資本金１億円超）を維持した上で、当分の間、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に**資本金１億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額**（以下「払込資本の額」という。）**が10億円を超える場合**は、外形標準課税の対象となります。

※令和７年４月１日以後に開始する事業年度から適用します。

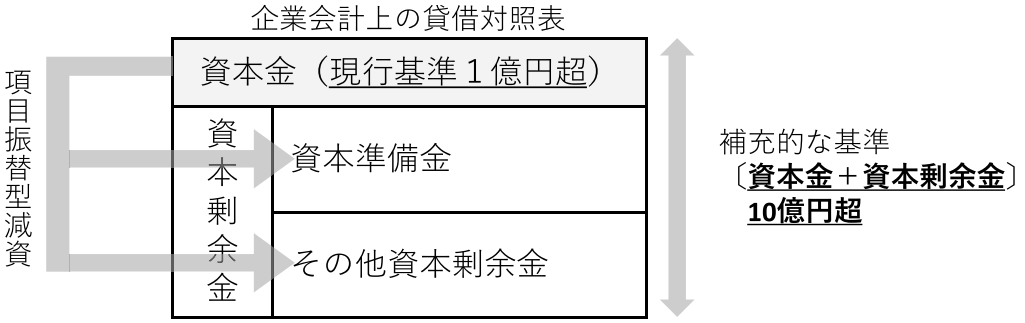

＜（２）100%子法人等への対応＞

払込資本の額が50億円を超える法人等（特定法人）の100%子法人等のうち、**資本金１億円以下で、払込資本の額**（公布日以後に当該100%子法人等がその100%親法人等に対して資本剰余金から配当を行った場合には、当該配当に相当する額を加算した額）**が２億円を超える場合**は、外形標準課税の対象となります。

※令和８年４月１日以後に開始する事業年度から適用します。
※令和９年３月31日までの間に産業競争力強化法の特別事業再編計画に基づいて行われる株式等の取得により100%子法人等となった法人等は、当該取得日を含む事業年度から、取得日以後５年を経過する日を含む事業年度までは外形標準課税の対象外です。

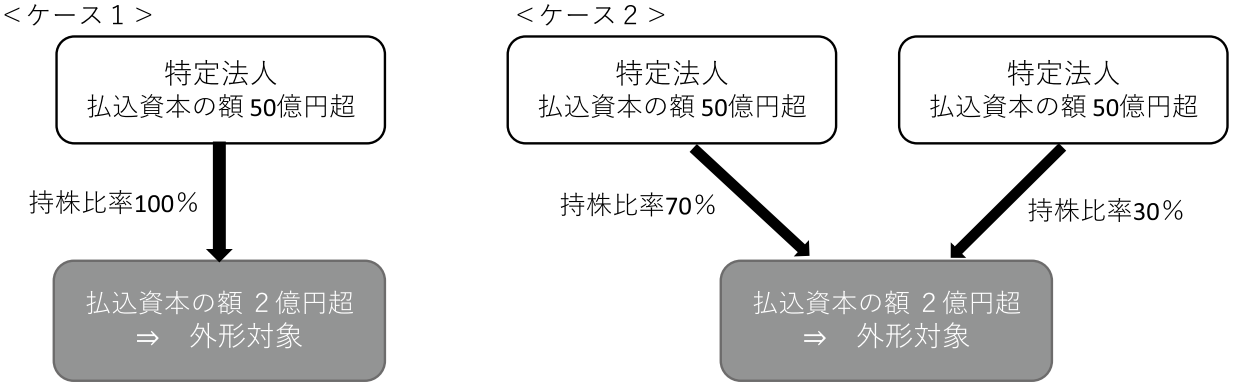

（参考）法人事業税における外形標準課税

平成16年度以後、法人事業税のうち、資本金１億円超の普通法人には、収益配分額（報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料の合計額）と単年度損益との合計額を課税標準とする付加価値割と、資本金等の額を課税標準とする資本割からなる外形標準課税が課されています。

外形標準課税は、法人が事業規模に応じて広く薄く負担を担うものであり、税負担の公平性の確保、応益課税としての事業税の性格の明確化、地方分権を支える基幹税の安定化、経済の活性化等の観点から重要な意義を有しています。

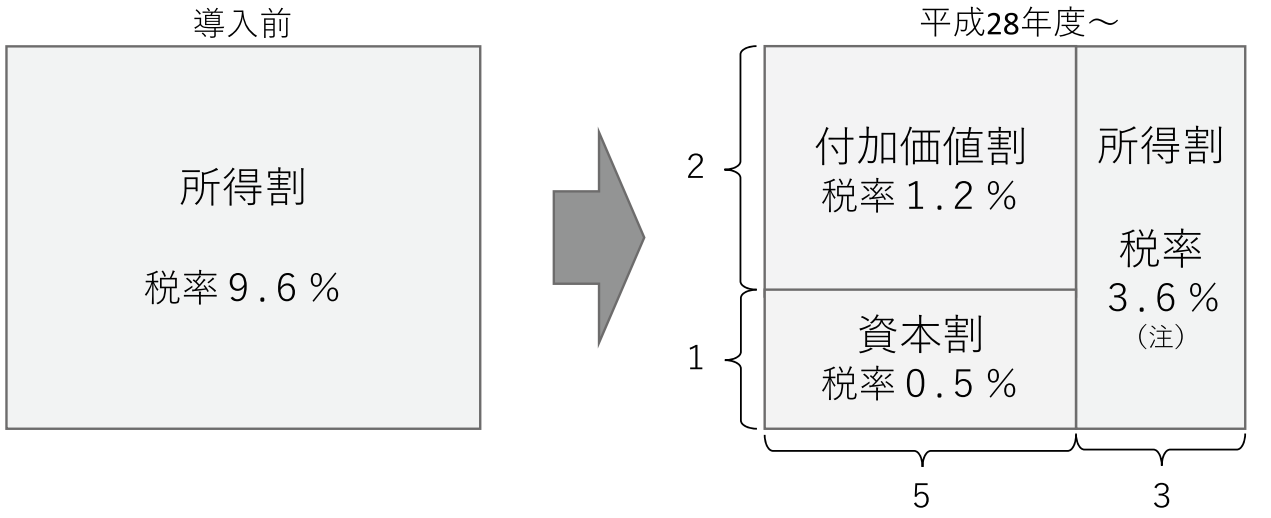

（注）特別法人事業税相当分を含む。

【付加価値割】

付加価値額 ＝ ［収益配分額（報酬給与額※＋純支払利子＋純支払賃借料） ＋ 単年度損益］ × １.２％

※雇用安定控除（収益配分額の７割を超える報酬給与額を控除）有り

【資本割】

資本金等の額※ ＝ ［法人が株主等から出資を受けた金額として法人税法施行令で定める金額 ＋ 無償増減資の加減算］ × ０.５％

※「資本金等の額」が「資本金＋資本準備金」を下回る場合は、「資本金＋資本準備金」を課税標準とする。

外国人を雇用されている事業主の皆様へ

外国人従業員の場合、退職・帰国時に納税管理人の選任届の提出がされていない場合が多く、本人に代わって納付する方がいないため、次年度の個人住民税（以下、「住民税」という。）の未納件数が年々増加しています。年の途中で退職し、帰国する場合でも、次年度の住民税の納税義務がなくなることはありません。
※以下の手続きについて、再度ご確認いただきますようお願いいたします。

外国人が退職・帰国（出国）するときには

■残りの住民税（特別徴収税額）の一括徴収

本人から申出がある場合は、退職時に支給する給与や退職金から残りの住民税を一括して徴収することができます。（※）１～５月に退職する場合は、申出の有無にかかわらず一括徴収を行っていただく必要があります。

■納税管理人の選任

帰国する方で、日本から出国するまでの間に住民税を納めることができない場合は、出国する前に日本に居住する方の中から、自身に代わり税金の手続きを行う方（納税管理人）を定め、今治市に届け出る必要があります。

■次年度住民税の取扱い

１月２日以降に帰国（出国）する場合、前年所得により次年度の住民税も課税されます。税額の通知は５、６月となるため、それまでに帰国（出国）する際は、事前に納税管理人の届出を行うとともに、次年度の住民税額の試算を今治市市民税課に依頼してください。

試算した税額を本人から預かるなどし、納税管理人にお送りする納付書で納付いただきますようお願いします。

※詳しくは、下記のホームページでご確認ください。

○今治市市民税課ＨＰ
https://www.city.imabari.ehime.jp/siminzei/gaikokujin/

今治市市民税課HP

○総務省ＨＰ
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/individual-inhabitant-tax.html

総務省HP

今治市法人市民税について

法人市民税の内訳

法人市民税には法人税割と均等割があります。

法人市民税額 ＝ 法人税割額 ＋ 均等割額

法人市民税の税率

＊法人税割
８.４％

＊均等割

法人等の区分

資本金等の金額	年　額		
	市内従業者数	税率（制限税率）	
50億円を超える法人等	50人超	9号法人	3,600,000
	50人以下	7号法人	492,000
10億円を超え50億円以下の法人等	50人超	8号法人	2,100,000
	50人以下	7号法人	492,000
1億円を超え10億円以下の法人等	50人超	6号法人	480,000
	50人以下	5号法人	192,000
1千万円を超え1億円以下の法人等	50人超	4号法人	180,000
	50人以下	3号法人	156,000
1千万円以下の法人等	50人超	2号法人	144,000
	50人以下	1号法人	60,000

納税義務者について

法人市民税の区分

納税義務がある法人等		法人市民税の区分	
		均等割	法人税割
ア	市内に事務所又は事業所がある法人	課税	課税
イ	市内に事務所等はないが、寮等のみがある法人	課税	非課税
ウ	市内に事務所又は事業所がある公益法人等や法人でない社団等で収益事業を行うもの	課税	課税
エ	市内に事務所又は事業所がある公益法人等で収益事業を行わないもの	課税	非課税

法人の設立・設置・異動等に関する届出について

【法人設立（設置）届】・・・市内に法人等を設立（設置）した場合に提出してください。

提出期限・・・異動から２か月以内

添付書類・・・登記簿謄本・定款（添付書類はコピー可）

【法人等の異動届出書】・・・法人等に変更事項があった場合に提出してください。

提出期限・・・異動から２か月以内

添付書類・・・登記簿謄本・定款（添付書類はコピー可）

地方税 ポータルシステム（エルタックス）での申告について

エルタックス利用環境について

※８時30分から24時までご利用いただけます。（土日祝日、年末年始を除く）

※利用届出を提出後、利用者ＩＤと仮暗証番号を用い、直ちに電子申告を利用できます。

※詳しくはエルタックスＨＰをご覧ください。https://www.eltax.lta.go.jp/

問合せ先　〒794-8511　今治市別宮町一丁目４番地１　今治市役所市民税課

☎ 0898-36-1510　FAX 0898-22-7821　Ｅメール siminzei@imabari-city.jp



I'm Into IMABARI.
私、今治に夢中です。

アイアイいまばり。
今治の新しいアイ言葉です。

意味は、「I'm Into IMABARI」(今治にハマってます)。
市民が一丸となって今治を盛り上げるシンボルです。